

## ライシテとは何か？ ②

2015年1月7日、パリでテロが発生し、合わせて17名の犠牲者が出た。標的となった出版社シャルリ・エブドの編集長で、真っ先に犠牲になったステファン・シャルボニエにはジャンネット・ブグラブという恋人がいた。彼女は、右派のフィヨン内閣時代に青少年・市民生活担当副大臣をつとめたこともある。彼女が事件直後にテレビ出演し「彼はライシテとヴォルテールのスピリットを守り続けたがために殺された<sup>(1)</sup>」と、事件に関連してライシテに言及している。編集長にとって危険を顧みずに風刺画を描き続けることは、フランスの公共の場に宗教的価値観は存在しないということを表現したいがための闘争だったということだろう。

また米国務長官のジョン・ケリーはこのテロに際し、「自由にどれほどの価値があるかフランスほど知っている国はない。フランスにおいて民主的な理想の多くが日の目を見た<sup>(2)</sup>」とコメントしたが、この民主的な理想の一つに信教の自由を保障するライシテも含まれるだろう。彼の発言は、フランスがいかにこうした自由を獲得するために苦悩したかを暗示し、またライシテも含めた自由への強い自負を他国も認めていると再認識させる発言であった。

このようにライシテは現在もその重要性を失っていない。その意味を見てみよう。まず辞書の定義を見てみたい。小学館の『仏和大辞典』（デジタル版）では、「非宗教性、世俗性、政教分離」となっており、フランスの *Le Nouveau Petit Robert* では、「宗教的権力を行使しない国家と政治的権力を保持しない教会。市民社会と宗教社会の分離」となっている。

日本の研究者やメディアの間では、ライシテは不翻訳で使用されることが多い。的確な日本語が見当たらないのだ。政府の諮問機関であり、行政裁判の最高裁判所でもある国務院（コンセイユ・デタ）の、ライシテをテーマにした年次報告書の一節に「ライシテという言葉は、ラテン系言語を別にすれば他の言語には翻訳不可能であろう<sup>(3)</sup>」とある。また伊達聖伸は『『ライシテ』については、日本語に既存の一語で表すことがどうしても困難である<sup>(4)</sup>』と述べている。

一般的に「政教分離」という訳があてられる場合が多いが、これは政治と宗教の分離という一面性が強調される。「非宗教性」という言い方も可能であるが、これも必ずしも的確とは言えない。ライシテの語源は、人民を意味するギリシャ語の *laos* で、人民のものであるべき政治と宗教を区別し、個人の信仰・良心を尊重する体制を意味する<sup>(5)</sup>。また、ライシテの形容詞形ライックは、聖職者ではないキリスト教徒全体を指す後期教会ラテン語 *laicus* が語源であると言われ<sup>(6)</sup>、聖職者に対する非聖職者、つまり一般信者を言い表すこともできる。他方、このライックという形容詞は「ライックな学校」といった表現で、一切の宗教的性格を持たない、という意味も持っており、その場合、「非宗教的」という訳語は相応しいといえる。

では「世俗」という言葉はどうか。上述の伊達はベルギーのドベラーレやフランスのボベロといった研究者の区別を引き合いに出し、ライシテの類義語であるライシザシオン (*laïcisation*) と世俗化を意味するセキュラリザシオン (*Sécularisation*) の違いを浮き彫りにしている。前者は国家や制度と宗教との対決要素が強く、後者は宗教的なものが徐々に社会的な妥当性を

失っていく過程であり、必ずしも政治と宗教が対立しないものだとしている。<sup>(7)</sup>

そのボベロはライシテの代表的な研究者だが、彼によればライシテの根本原理とは、信教の自由、信仰実践の保障、権利の平等であり、宗教が市民社会を支配することがあってはならず、権利を行使する際の平等、非差別の原則を尊重するための合理的な妥協であるという。<sup>(8)</sup>

このようにライシテは、国家体制や公の制度から宗教色を一掃する政治的な目的があるのだが、もう一つの側面として歴史的にカトリックという権力から個人を解放するという意味もあった。現代風に読み替えれば、誰からも強制されることなく宗教を自らの意思で選択できる自律の精神ということになる。家族や地域の共同体がどのような信仰を持っていようと、自分の信仰は自ら選ぶ権利を有する、ということである。政教分離にせよ、非宗教性にせよ、言葉の持つ響きは宗教に対して否定的である。しかし、「ライシテは宗教の廃止を意味すると危惧されているようだが、ライシテとはむしろ宗教に関する選択の自由を意味している<sup>(9)</sup>」のである。ライシテの原則の一つに「信じない自由」があるが、それも良心の自由から発生する選択肢の一つである。ライシテは信教の自由とともに、自らの意思で宗教を選ぶ自由と信仰を持たない自由を、共同体レベルではなく一個人に対して付与することを目指している。ここにフランスが共同体主義を嫌う理由がある。つまり共同体の中ではカトリックやムスリムといったある特定の信仰集団が出来上がってしまい、その内部においては現実的に他宗教に帰依する選択肢がなく、個人の自由意思が失われるのではないかと危惧されるのである。

こうした政治体制の脱宗教化、個人の信仰の自由という基本的なスタンスを出発点に、ライシテは「国民統合」や「社会統合」という概念に結び付いていくのである。

[註]

- (1) <http://www.leparisien.fr/faits-divers/videos-jeannette-bougrab-compagne-de-charb-on-aurait-pu-les-sauver-08-01-2015-4429951.php>.
- (2) [http://www.lavie.fr/actualite/france/la-france-unie-pour-la-liberte-08-01-2015-59247\\_4.php](http://www.lavie.fr/actualite/france/la-france-unie-pour-la-liberte-08-01-2015-59247_4.php).
- (3) *Études et documents du Conseil d'État* (2004)、245頁。
- (4) 伊達聖伸、『ライシテ・道徳・宗教学—もう一つの19世紀フランス宗教史』東京、勁草書房、2010、9頁。
- (5) 只野雅人、「フランスにおける政教分離の伝統とイスラーム」、内藤正則、坂口正二郎（編著）『神の法VS人の法—スカーフ論争から見る西欧とイスラームの断層』、東京、日本評論社、2007年、70～71頁。
- (6) ジャン・ボベロ「フランスにおけるライシテ」（翻訳：伊達聖伸）、『世俗化とライシテUTCP Booklet 6』、UTCP(The University of Tokyo Center for Philosophy)、2009、33頁。
- (7) 伊達聖伸、同書、7～9頁。
- (8) ジャン・ボベロ「21世紀世界ライシテ宣言について」（翻訳：羽田正）、『世俗化とライシテUTCP Booklet 6』、UTCP(The University of Tokyo Center for Philosophy)、2009、61～68頁。
- (9) 21世紀世界ライシテ宣言（訳：伊達聖伸、原題 *Déclaration universelle sur la laïcité au XXIe siècle*）より。この宣言は世界各国の大学関係者の署名を集めて2005年12月9日にフランス上院に提出されたもの。[http://utcp.c.u-tokyo.ac.jp/publications/pdf/UTCPBooklet6\\_115-122.pdf](http://utcp.c.u-tokyo.ac.jp/publications/pdf/UTCPBooklet6_115-122.pdf)。